

原子炉等規制法に基づく法令報告の改善
に係る公開会合
第2回会合議事録

令和3年2月1日（月）

原子力規制庁検査監督総括課

原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合第2回会合
議事次第

1. 日 時：令和3年2月1日（月）10:00～11:42

2. 場 所：原子力規制委員会 13階会議室A

3. 出席者

(1) 原子力規制庁職員

金子 修一 長官官房審議官
古金谷敏之 原子力規制部 検査監督総括課長
竹本 亮 検査監督総括課 企画調査官
金子 真幸 長官官房総務課 事故対処室長
小野 遼平 核燃料施設等監視部門 原子力運転検査官
渡邊 達樹 実用炉監視部門 係長
高橋 和宏 長官官房総務課 事故対処室 係長

(2) 事業者

佐々木一典 北海道電力株式会社 原子力事業統括部 原子力運営グループ
グループリーダー
高橋 明良 北海道電力株式会社 原子力事業統括部 原子力運営グループ 担当
田渕 太郎 北海道電力株式会社 原子力事業統括部 原子力運営グループ 担当
鈴木 邦章 東北電力株式会社 原子力部 原子力運営グループ 課長
本間 圭祐 東北電力株式会社 原子力部 原子力運営グループ 副長
安達 晃栄 東京電力ホールディングス株式会社 原子力運営管理部
運転管理グループ グループマネージャー
関根 弘昌 東京電力ホールディングス株式会社 原子力運営管理部
運転管理グループ チームリーダー
浜田 誠一 中部電力株式会社 原子力本部 原子力部 運営グループ
グループ長
内田 賢太 中部電力株式会社 原子力部 運営グループ 副長
増田 敦志 北陸電力株式会社 原子力部 原子力発電運営チーム
統括（課長）
平野 猛志 北陸電力株式会社 原子力本部 原子力部 原子力発電運営チーム
副課長
田中 剛司 関西電力株式会社 原子力事業本部 発電グループ

チーフマネジャー

梶本 晋嗣	関西電力株式会社	原子力事業本部	発電グループ	
		マネジャー		
上田 宜孝	関西電力株式会社	原子力事業本部	発電グループ	
		リーダー		
大谷 裕保	中国電力株式会社	電源事業本部	原子力運営グループ	
		マネージャー		
水口 裕介	中国電力株式会社	電源事業本部	原子力運営グループ	副長
松本 義弘	中国電力株式会社	電源事業本部	原子力運営グループ	担当
中村 充	四国電力株式会社	原子力本部	原子力部	運営グループ
		グループリーダー		
松崎 崇	九州電力株式会社	原子力発電本部	原子力発電グループ	
		グループ長		
岡崎 和也	九州電力株式会社	原子力発電本部	原子力発電グループ	担当
藤井 敬治	日本原子力発電株式会社	発電管理室	プラント管理グループ	
		グループマネージャー		
東本 忍	日本原子力発電株式会社	発電管理室	プラント管理グループ	課長
山崎 謙吾	電源開発株式会社	原子力技術部	設備技術室	室長代理
大柿 一史	日本原燃株式会社	安全・品質本部	安全推進部長	
野田頭利美	日本原燃株式会社	安全・品質本部	安全推進部	防災グループ
		グループリーダー		
船橋 大祐	日本原燃株式会社	再処理事業部	再処理工場	技術課課長
坂本 勝利	日本原燃株式会社	濃縮事業部	ウラン濃縮工場	運営管理課長
及川 健一	日本原燃株式会社	埋設事業部	低レベル放射性廃棄物埋設センター	
		埋設技術課長		
伊藤 公雄	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構			
		安全・核セキュリティ統括部	部長	
伊勢田浩克	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構			
		安全・核セキュリティ統括部	安全・核セキュリティ推進室	
		マネージャー		
井坂 浩二	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構			
		安全・核セキュリティ統括部	安全・核セキュリティ推進室	主査
大川内 靖	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構			
		安全・核セキュリティ統括部	安全・核セキュリティ推進室	室長
中村 圭佑	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構			
		安全・核セキュリティ統括部	安全・核セキュリティ推進室	

技術副主幹

東 大輔	安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室	
	技術副主幹	
広瀬 彰	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 保安全管理部 施設安全課 課長	
阿波 靖晃	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 保安全管理部 施設安全課 技術副主幹	
加部東正幸	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 保安全管理部 危機管理課 マネージャー	
加藤 友章	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 研究炉加速器技術部 利用施設管理課 課長	
村尾 裕之	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 研究炉加速器技術部 NSRR管理課 マネージャー	
近藤 雅明	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 保安全管理部 施設安全課 課長	
佐藤 章宏	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 保安全管理部 施設安全課 主査	
花川 裕規	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 材料試験部 計画管理課 マネージャー	
綿引 俊介	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 材料試験部 原子炉課 マネージャー	
米川 秀美	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 プルトニウム技術開発センター 技術主幹	
小塚 直樹	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 保安全管理部 安全対策課 課長	
伊藤 和寛	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全・品質保証室 品質保証統括グループ グループリーダー	
北村 高一	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全・品質保証部 部長	
今川 康弘	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全・品質保証部 施設保安課 課長	
安倍 昌宏	三菱原子燃料株式会社 安全・品質保証部	主幹
小又 智	三菱原子燃料株式会社 安全・品質保証部	副部長
森川 公私	三菱原子燃料株式会社 安全・品質保証部	主査
三橋 雄志	三菱原子燃料株式会社 安全・品質保証部	主査

瀬山 健司	原子燃料工業株式会社 東海事業所 環境安全部 安全管理グループ 参事
黒石 武	原子燃料工業株式会社 熊取事業所 環境安全部 安全管理グループ長
亀崎 善紀	株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 保安管理部 保安管理課 課長
小高 大	株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 保安管理部 保安管理課 担当課長
内山 孝文	東京都市大学 原子力研究所 原子炉施設管理室長
三橋 偉司	東京都市大学 原子力研究所 アドバイザー
佐野 健一	立教大学 原子力研究所 管理室長
上田 辰己	立教大学 原子力研究所 保安官監督者
大村 直孝	立教大学 原子力研究所 管理室員
浅葉ひろみ	立教大学 原子力研究所 管理室員
杉山 亘	近畿大学 原子力研究所 原子炉主任技術者代行者
蒲生 秀穂	株式会社日立製作所 王禅寺センタ 王禅寺センタ長
熊埜御堂宏徳	東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所 原子炉技術担当部長
吉岡 研一	東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所 原子炉主任技術者
水迫 文樹	日本核燃料開発株式会社 保安管理部 部長
油田 良一	日本核燃料開発株式会社 核燃料取扱主務者
水戸 紀之	日本核燃料開発株式会社 技術管理本部 部長代理
山中 一司	日本核燃料開発株式会社 保安管理部 安全管理グループ 技術参与
近藤 政義	日本核燃料開発株式会社 保安管理部 安全管理グループ グループリーダー
青木 裕	リサイクル燃料貯蔵株式会社 取締役技術安全部長
白井 功	リサイクル燃料貯蔵株式会社 貯蔵保全部長
千葉 一憲	リサイクル燃料貯蔵株式会社 技術安全部 技術グループGM

4. 議 事

- (1) 事業者等からの意見について
- (2) その他

5. 配付資料

資料1-1 原子炉等規制法に基づく法令報告の運用改善（発電用原子炉設置事業者）

資料1-2 原子炉等規制法に基づく法令報告の改善について（日本原子力研究開発機構）

○金子審議官 お時間になりましたので、第2回原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合を開始させていただきます。本日も原子力規制庁の金子が進行を務めさせていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のためにWEB会議システムを用いたりリモートでの開催になりますので、どうぞ皆さん、進行に御協力くださいませ。

多くの方がシステムに接続をされておられます。発言の際には、御所属、お名前をおっしゃってから御発言をいただければと思います。また、御発言のないときは、マイクをミュートにしておいていただくようお願いいたします。

今日は資料は少ないのであまり混乱はないと思いますが、特に資料を参照される場合には、どの部分であるかということが分かるようにしていただければ幸いです。

また、通信回線の状況によっては、画像を切るなどすることで少し音声の品質、聞き取りやすさというのが改善することがございますので、これはまた、状況に応じて臨機応変に対応したいと思います。よろしくようお願いいたします。

それでは早速議事に入ります。

今日は、事業者等からの意見についてということで議事を立ててございますが、前回、お話を申し上げて、発電用原子炉設置事業者の方々、それから日本原子力研究開発機構JAEAから、それぞれ大きなものから小さなものまで、たくさんの御意見、あるいは御提言といったようなものを頂戴しておりますので、それを、まず御説明をいただいて、お聞きしてから皆さんで議論を進められればというふうに思います。

いろいろな性質のものが入っていると思いますので、少しどういうもの、どういう性格のものというのを少し色分けをしながら御議論を進められればというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

それでは最初に、資料1-1となっておりますけれども、大きな表の形で、原子炉等規制法に基づく法令報告の運用改善（事業者意見）というタイトルの資料を、発電用原子炉設置事業者から頂戴しております。こちらについて御説明をお願いできますでしょうか。

○浜田グループ長 中部電力の浜田でございます。

本日は、法令報告の運用改善に係る意見を述べさせていただく機会を設けていただきまして、ありがとうございます。資料1-1に発電用原子炉設置事業者のクレジットで事業者意見のほうを取りまとめております。後ほど、代表して東京電力ホールディングスの安達さんのほうから御説明をいただきますが、引き続いて行われる意見交換の中で、必要に応じ、各社からも発言をさせていただきますので、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、東京電力ホールディングス、安達さん、御説明お願いいたします。

○安達グループマネージャー 東京電力、安達です。

それでは、資料について御説明させていただきます、お聞き苦しい点ございましたら、その都度、遮ってでも構わないのでお話しください。

今回、我々、発電用原子炉設置事業者の意見ということで、A3縦1枚の表としてまとめさせていただきます。一つ一つの詳細については、今後の議論に応じて詳細は御説明させていただくとして、各質問の性質、そういった事の区別、こちらをメインに御説明させていただきます。

まず、1~4については、今回の運用改善にかかる論点となり得るところといったところで整理してございます。

1については、いわゆる廃止措置計画、こちらのプラント、実際申請をしているプラントは言わずもがななんですが、申請中ですか、申請を予定しているプラント、こういったものについて申請の同様とプラントを扱ってはどうかといったことの見取りをまとめたいものです。

2については、具体的には134の3号の解釈のところになりますが、こちらについて設備の点検中に損傷した場合といったところがあります。この損傷の解釈といったところについて、従前は点検中に、例えば点検中の作業ミス、こういったもので損傷させたものでも、安全上の影響については法令の対象といったものになっていたんですが、仮に損傷の作業ミス、そういったもので傷をつけた、機能が一時的になくなったといったものについては、原因も明らかであり、そういった機能をきちんと我々としては補修して回復した上でサービスをするといったところがございまして、機能がある段階で何か不具合があった、そういった従前のトラブルの報告のものとは区別してはどうかといったところの提案をまとめてございます。

3つ目については、134条の13号、制御棒の過挿入といったところの整理になります。こちらについては、BWRプラント一律についての過挿入側といったところで法令の報告対象になってございまして、設備の駆動機構、こういった違いによってABWRと通常のBWR、こちらが区別できるといったところで、そちらの区別をしていただきたいといったところでまとめてございます。

4ポツのところについては、前回の公開会合でも一つの論点としてお話をさせていただきました。その後、面談をさせていただいて、規制庁のほうの見解と、我々事業者側の見解とで少しギャップというか、解釈の違いがあるといったところが面談の中でも御説明させていただいております。そういった観点で、我々、改めて前回の御質問いただいた内容等を踏まえて整理し直させていただきます。

134の3号については、現状、我々事業者側の認識ですと、その記載、文字面を読み取ったとおり、法令報告に回答するといった場合については二つの条件があって、そのいずれかが該当する場合には法令報告となるというふうに解釈しております。

その二つの条件というのが、技術基準に適合しない場合、または安全上機能が有していないと、そういった二つの観点いずれかが該当する場合には、法令報告というふうに読んでおりますが、ここについては現状、過去、前回は御説明しましたとおり、原子炉補機冷却水系の熱交換機、こちらの解釈にもあるとおり、例えば技術基準に適合しないような状態があったとしても、その単体の部品の技術的適合のいかんをもってではなく、基本的にその系統や設備単体の機能があるかどうか、そういったところにおいて軸足を置いて判断をするといったところを御説明いただいております。

こういったところの解釈の方向性については、我々事業者も理解をできるところでありますし、今後、この安全上の重要度に軸足を置いた法令報告の要否判断を行っていくという上では、あるべき姿にあると思っておりますので、この解釈で事業者側の認識も改めるというか、規制庁さんと統一させていただくといったところを、今回のNo.4としてまとめさせていただいております。

5ポツ以降については論点というのではなく、質疑、あるいは意見ということでまとめさせていただいております。

5と6については実際の運用について合理化できないか、改善できないかといった点をまとめてございます。

No.5についてはPWRの蒸気発生器伝熱管の損傷（PWSCC）の扱いといったところです。こちらについては、PWR事業者、過去にも何度か同じような不具合が発生しておりまして、その都度、法令報告といった報告書をまとめて報告させていただいております。

ただし、この事象については、その原因究明のプロセス、あるいはその対策のプロセス、ほぼ定型化できているといったところがございます。

一方、我々、この事象を法令報告に当たるか当たらないかといったところを改めて考えますと、やはりこういった事象については法令報告としては必要ないのではないかとといったところで整理しております。

そういったところを総合的に勘案しまして、法令報告には該当するというものであるが、従前、その議論については大きく取り扱う必要がないのではといったところで、その取扱いについて、若干通常のトラブルとは軽重をつけていただくことはできないかといったところでまとめております。

6ポツについては、報告に関する運用についてのお願いです。現状、我々、運転上の制限を逸脱、この運転上にLC0が発生した場合ですと、87条の観点と134条の観点、二つの観点を規制庁の方へ御報告するといったことになっております。

ただ、我々、このLC0といった事象が発生した場合、やはりかなり事象の進展等もスピードをもって対応する必要があるといったことがございますので、この発生の際の報告について、現状複数箇所に御報告をさせていただいているところを、ある程度統合いただけないかといったところで、運用に係る改善として要望としてまとめております。

続きまして、7と8については、これは事業者からの質問といった形になります。

規制庁さんのほうからも、規制委員会の資料としてまとめられております、今後トラブル対応について法令報告があった場合の対応の区分、それは事象の軽重において区分、1、2、3に分けるといったところが今後の運用の方針として御説明いただいております。

そういった場合に、この区分に応じて、次の公開会合ですとか面談、こういったものがどういったタイミングで開催されるのかといったところを、スケジュール感、目安について、あらかじめ御享受いただければといったところが一つの質問になります。

8番については、実際にその、我々が法令報告として扱って規制庁さんのほうへ報告した場合の扱いについてですが、我々、こういったものを法令にのっとり規制機関へ報告をしたというものについては、その事業者が行った原因究明ですとか対策について、その規制機関について、そこについて了承をいただくといったことは、ある程度重みがあるものだというふうに思っております。

そういった観点から、事業者としては、こういった法令報告をしたものについて、現状で言えば原子力規制委員会などでの審議、内容についての了承といったところが、我々事業者の中の工程や作業を進める上で、一つ大きなポイントとなっているというのが現状です。

こういったところが、今後、事象の軽重に応じて区分が1、2、3に分かれる、例えば一つの区分については、都度の原子力委員会さんへの報告ではなく、四半期ごとの報告といったところになることも御説明いただいております。そういった場合ですと、事業者が法令報告を行って基づいた原因、調査や対策が、一番長いタイミングですと最大4か月ぐらい、その内容についての審議、了承にお時間を頂けるといったところが懸念として想定されます。

そういった場合に、我々は、こういった規制庁さんに内容について了解をいただくような、そういった目安を、その4か月の規制委員会さんへの報告を待つ必要があるのか。あるいは、こういった次の工程へ移るといったものについて、そこは規制庁さんについての関連とか、そういったものはなく、あくまで事業者判断というところになるのか、そこら辺の扱いについて質問という形でまとめさせていただいております。

9、10、11については、大きく論点というものではなく、我々個別の解釈については、規制庁さんの実際の運用を事業者の運用にしてギャップ、齟齬はなく、内容については特に問題となるものではございませんが、現状の訓令、これを補足するような文書として、平成31年4月に追加の文書と出されているような状況でございます。

こういったものについて、今回の運用を改める観点から、もし、何か絡めてこういった文書を反映いただくことが可能であれば、そのタイミングで一緒に、この文書の統合等を御検討いただきたいといったものです。

なお、これについては、上のものとは重要度とか、緊急性といったものの・・・9、10、11番の文書の統合等の採用の可否については、規制庁さんの最終的な御判断に委ねたいと思っております。

以上、発電用原子炉設置事業者からの資料の御説明、以上となります。

○金子審議官 ありがとうございます。

それでは、必ずしも施設の種別に特色、特徴的なものばかりではなくて、共通的なものもそれぞれ含まれていますので、一気通貫で最初に御意見を伺っておいたほうがいいと思いますので、次に、日本原子力研究開発機構安全・核セキュリティ統括部のほうから、御説明をお願いできますでしょうか。

○大川内室長 日本原子力研究開発機構、安全・核セキュリティ統括部の大川内と申します。よろしく願いいたします。

それでは、資料1-2に基づきまして、原子炉機構としての意見を御説明したいと思えます。

まず、こちらの資料ですけれども、前回12月21日に開催されました第1回の公開会合におきまして、原子力規制庁殿のほうから、今後の公開会合で検討を行う主な論点ということで御説明がありましたので、その論点に基づく形で機構の中の各拠点の意見を集約して整理してございます。

資料の概要につきましては私から御説明をし、本日は各拠点からも出席をしておりますので、個別具体の詳細につきましてはそれぞれの拠点のほうから補足説明等を行う形で進めさせていただきたいと思えます。

資料の3ページには、その各拠点から出されている詳細な意見を別紙という形でまとめておりますので、細かいところはそちらを御参照いただければと思えます。

それでは、資料1-2の1ページから順に御説明したいと思えます。

まず、論点の一つ目、報告事象は適切かということで、廃止措置申請中や長期停止など、安全上の影響・施設の状態を考慮に入れる必要がありますかという論点ですけれども、こちらにつきましては、原子力機構としましては、まず、運転中の施設と廃止措置段階の施設では求められる安全機能や事故時の影響が異なることから、原子力施設の運用状況による安全上の影響を考慮した法令報告区分を検討していただければというふうに考えております。

それから二つ目でございますけれども、核燃料物質使用施設におきましては、複数の施設をまとめて使用許可を取得し、使用変更許可によって個々の施設に関する使用の廃止を行っている場合もございます。安重施設の有無、41条の該当または非該当など、安全上のリスクも異なることから、核燃料物質使用施設の特徴を踏まえた区分の検討が必要ではないかというふうに考えております。

具体的なものとしましては、先ほどの3ページの別紙のNo. 1、1番目に記載してございますけれども、核燃料物質の使用等に関する規則の第6条の10第2号に関係しまして、故障が安全に影響を及ぼす可能性がある報告事象については検討が必要ではないかというふうに考えております。

それから二つ目の論点でございますけれども、報告事象の解釈の記載は適切であるかと

ということにつきましては、原子力機構としまして、現状の法令報告対象事象やその解釈（訓令）につきましては、原子炉施設の運用状況を考慮した安全上の影響度合いに則したのではなく、広範に報告を義務づけているものというふうに考えております。このため、安全上の影響度合いの大きな事象に重きをおいた法令報告事象としてはいかがでしょうかというふうに考えております。

具体的なものとしましては、3ページ目の別紙1のNo. 2に記載しましたけれども、使用規則の第6条10の第2号に関係しまして、故障が安全に影響を及ぼす可能性がある報告事象の考え方について検討が必要ではないかというふうに考えております。

続いて2ページ目でございますけれども、試験炉規則のほうの第16条の14第3号に関連しまして、昨年4月1日に法令の改正が行われましたが、法令改正後の報告対象となる機器、及び構造物の考え方について検討が必要ではないかというふうに考えております。こちらは別紙のNo. 3に詳細は記載してございます。

それから、別紙のNo. 4に記載してございますけれども、同じく試験炉規則の16条の14の第4号に関係しまして、火災で故障が発生した場合に、報告対象の適用となる機器等の考え方について、議論、検討が必要ではないかというふうに考えております。

それから、別紙の5番目に記載してございますけれども、同じく試験炉規則に関係しまして、火災で故障が発生したときに消火等を行った場合の除外の考え方について、検討が必要ではないかというふうに考えております。

それから最後、3番目の論点でございますけれども、報告の期日は適切であるかということに関しましては、規則に定める10日以内の期限を第1報として事象内容の報告であれば、適当であるというふうに考えております。一方、原因究明及び再発防止対策につきましては、現状10日以内を超えて時間を要しているというのがほとんどの場合でございます。原因の調査の状況及びそれらに対する措置は、原子力規制検査でも確認いただけるものというふうに考えております。

そのため、報告の期日につきましては、具体的な日数を設定せずに、状況に応じた運用がよいのではないかというふうに考えております。

最後、別紙のNo. 6に記載してございますけれども、法令報告された情報をどのような目的で使用されるのかという観点から、報告期日の設定の適切性について認識合わせをさせていただければというふうに考えております。

簡単ではございますが、資料の説明は以上となります。

○金子審議官 ありがとうございます。

まず、恐らく、頂いた意見の趣旨とか内容について、規制庁側からも確認をしたいこととか、こういう意味でいいのかというようなこともあろうかと思えますし、今日、ほかの御参加の皆さんも、こういうことだったらこういうふうにしたほうがいいんじゃないとか、少し具体的なアイデアをお持ちの方もいらっしゃると思えますので、ちょっとまずは確認をさせていただきながら、それに、もし何か質問事項とかに関連するようなことがあ

れば、皆様からもいただければと思いますけれども、御説明いただいた内容について、内容の確認、あるいは具体的にどういうことを意味しているのかとか、ここに書いてあることの趣旨はということだろうかというようなことで、質問なり確認事項なりいただければと思います。

規制庁サイドは、いかがですか。

渡邊さん。

○渡邊係長 実用炉監視部門の渡邊と申します。よろしく申し上げます。

発電用原子炉設置事業者様から頂いた資料1-1のほうで、ちょっと何点か確認させていただきたい点がございます。

まず、ナンバーで言うと2なんですけれども、設備点検中の損傷の扱いということで、こういった御意見をいただいているんですが、具体、この点検中に機能損傷した事例で何か法令報告とした事例というのが、ちょっと今、我々、直近ではちょっと見つかってはいないんですけれども、少し何かここ、想定されている事象があれば、ちょっと具体的に1点、2点、御教示いただきたいと思いますと思っておるのが一つと、あと、No. 3のABWRにおける制御棒の過挿入事象の扱いということについて、その駆動システムが違うので、引き抜きと挿入側が区別できるということで御意見いただいているんですけれども、とはいうものの、ここも近い事例で、先ほどの案件に近いんですけれども、具体、こういった事例で法令報告になったものは今のところはないと認識しているんですけれども、そういった過去、このABWRの過挿入といったものは発生したのかとか、起こり得るのかとか、その辺についてちょっと確認させていただきたいんですけれども。

この2点、お願いいたします。

○安達グループマネージャー 東京電力、安達です。2点について御回答いたします。

まず、No. 2のこういった具体的な事例なんですけど、ちょっと古い事象になるんですが、弊社の福島第二において、原子炉格納容器の内面をグラインダーで間違っって少し多めに削ってしまったといった事象がございました。明らかにその作業中に少し必要肉厚を割ってしまうような、それより未満になってしまう削り具合を作業中のミスとして、その時点で気づいたといった事象があったんですが、これについては技術基準に定める必要肉厚を満たさないと、そういったところに抵触するといった判断をして、法令報告に該当するといった実例がございます。

No. 3については、実際、現在柏崎のほうで、弊社柏崎のほうで、こういったCRD系の点検等をやっております。燃料については全てSFPに取り出している状態なので、CRDでどのような状態があっても法令報告には該当しない状況にはあるんですが、このHCU、ABWRでもスクラム時の緊急挿入については水圧を用いております。

この水圧機構のインサービス、こういった作業をする際に、系統のほうに残圧が残っていたりする場合ですと、どうしても通常全挿入のCRの場所から、残圧分だけ過挿入側に動いてしまうといった事象がございます。

現状は、燃料が入っていない状態なので該当はしないんですが、今後の運転中とかを想定した場合ですと、こういったHCUの隔離とインサービスといったものは往々に考えられますので、そういった場合に、この法令報告に該当してしまうといった懸念があるといったところが実例としてございます。

御回答は以上です。

○渡邊課長 ありがとうございます。ちょっと規制庁でも過去事例を当たらせていただきたいと思いますので、もし、情報をお持ちでしたら、先ほど御紹介いただいた福島第二の報告事例について、何年何月のかとか今、御情報をお持ちでしょうか。

○安達グループマネージャー 今、NUCIAで調べたんですけど、2007年6月8日です。

○渡邊係長 ありがとうございます。後で確認させていただきます。

○金子審議官 ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。

どうぞ、小野さん。

○小野検査官 規制庁の小野です。

No.1についての質問なんですが、今回、この御意見いただいているものとしては、冷却等の状況であったり、あともう一つの観点として手続論として、申請中、もしくは申請を決定しているプラントについてということで御意見いただいていると思うんですが、特に手続の観点の中で申請を決定しているプラントというのも意見の中にあって、その決定しているというのをどういうタイミングで考えていらっしゃるのかというのを伺いたいというところがあります。

趣旨といたしましては、やはり法令報告を出す側と受ける側で両方とも共通認識を持つておく必要があると思いますので、そのタイミングというのは、どういうタイミングを考えていらっしゃるのかなというのを御意見伺えればと思います。よろしくお願いします。

○安達グループマネージャー 東京電力、安達です。

そういった法的な手続、文章を出す前の事業者の中での意思決定といったタイミングを、どうやって規制庁さん側と共通認識するかといったところは、一つのやり方としては、例えば事業者が公表した場合といったところがあるかと思いますが。こういった公表、事業者が自らが公表した場合といった条件というか、そういった場合については、現状の134条の幾つかの号にも書いてございますので、そういったところがあれば、ある程度公になった事実といったところで、条件として成立するのではないかというふうに考えてございます。

以上です。

○金子審議官 ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。お願いします。

○高橋係長 規制庁事故対処室の高橋です。

今、おっしゃってくださった話に関連して、例えば廃止措置にする意思表示は、そのよ

うな形で確認ができるかもしれませんがけれども、例えば法令報告の対象とする機器など、具体的話になってくると、どの機器を守備範囲に我々が入れるのかという、そういった難しさも出てくるんじゃないかなと思うんですけども、その点、いかがお考えでしょうか。

○安達グループマネージャー 東京電力、安達です。

そのこの扱いについては、現状の訓令の一番最後の、その他に書いてある廃止措置にある発電用原子炉の扱いといったところで、いわゆる運転終了した以降等、あるいは全燃料を取り出す前なのか後なのか、そういったところで該当する条文が整理されておりますので、それが一義的には適用できるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○高橋係長 規制庁事故対処室の高橋です。

おっしゃる趣旨はよく分かります。私が申し上げている、その難しさというのは、廃止措置が決まっているものにつきましては、例えば維持要求がかかっている設備がどれなのかというのは、その審査の資料とかで明確になっているものですから、こちらでも皆様の御判断が適切かということは確認することができるんですけども、そういった資料がない状況で皆さんの判断の妥当性とか、そういったものを確認するところに難しさを我々は抱えることになるということの懸念がありますということでした。

その点は、いかがでしょうか。

○安達グループマネージャー 東京電力、安達です。

今の規制庁さんの御懸念に、例えば満額に答えよう、文書で満額でお答えをすると、申請書と同様のものを事前に御説明するということになってしまうんですが、それだと多分、趣旨とはちょっと全然ずれてきちゃうということに、本末転倒になってしまうので、これは仮になんですけども、例えばそういった状態にプラントを意思表示、決定した場合に、不具合が起きた設備について、その都度、その設備の要求がどういったものがあるのか、その段階でのプラントの維持管理、状況に応じて、当該不具合が起きた設備の位置づけ、機能要求の有無、そういったものについて、都度、例えば現地の検査官さんに確認いただく、そういったところがリーズナブルというか、合理的な運用として、一つアイデアとしてはございます。

以上です。

○高橋係長 事故対処室の高橋です。

一つのアイデアとして分かりました。個別に1個1個、どういう維持要求というか、系統的にどういう要求があるのかを見て、それでやっていくということなのかなと思いました。ちょっと大変そうですけども、分かりました。アイデアとして分かりました。

○金子審議官 ありがとうございます。

今の提案は、結構大きな論点を含んでいると思っておりまして、ほかの御意見の対応のやり方とも、多分つながる部分があって、安全性の重要性の観点から対処を絞り込みましようというような御意見があるのと、実は類似なんですけれども、法令報告は、皆さんよ

く御承知のように、起きてすぐに、やっぱりこれが対象なのかどうかというのが判断できなければならず、かつ、それが形式的に、要するにいろんな評価をするのではなくて、形式的に外形的に見て、これは法令報告対象だなど、通常はそのように判定ができるというのが仕組みの前提だと思いますので、そのことは多分、そういう考え方を入れつつも、どのように実際に運用ができるのかということ、よく考えながら、それをどう実現するかということ、道筋を考えなきゃいけないと思うんですね。

ですから、今おっしゃったアイデアは、別に否定をするものではないんですけども、もう一段、それを、じゃあ、どうやったら、この法令報告という仕組みの中でうまく吸収ができるのかというのは、知恵の絞りようが求められるところだなという感じがいたします。

これは先ほど申し上げたように、安全上の重要性とか、そのリスクの大きさとか、インパクトの大きさとかというのを、一つの考え方に入れようとしたときに、どうやってそれを外形的に見ていくのかというような論点と全く同じだと思いますので、ほかの部分にもつながる非常に重要な点だと思いますので、ちょっと念のため、皆さんと認識共有をさせていただきます。

ほかにございますか。いいですか。

よろしいですかね。

あと、ちょっとすみません。私から、申し訳ありませんけれども、金子から少し、すごく細かな事実関係だけ確認をさせていただきます。

まず、発電用原子炉設置事業者の皆さんからいただいているものの、4番の一番右の欄の記述の中の、見解を出しているというところにある平成15年12月18日というやつ、これは、うちはみんな理解しているんですけど、中身は。

この熱交換機能に対する小さな故障というか、支障が起きた場合にも、実質的な機能に影響がなければ技術的基準不適合ではないという形なので、逆に言うと、それは事故後報告に、法令報告に入れなくていいということにつながるということは、これはいいんですかね。

○高橋係長 事故対処室の高橋です。

この前の公開会合でも少し確認させていただいた点なんですけど、今、状況としては、まだ確認中という状況なのを承知の上で、ちょっとお話しさせていただければと思います。

熱交換器の細管一つで技術基準を見るのか、それとも総体として見ていくのか、そういう議論があったのかなと思います。

一つ、先ほどの安達さんの御説明の中で、私、今疑問に思っている点なんですけれども、技術基準と安全上必要な機能を「または」、つまり「or」で見ているというところなので、本来は法令報告になるという、そういうことをおっしゃっているのでしょうか。すみません。そこをもう一回、確認させていただきます。

○安達グループマネージャー 東京電力、安達です。

お答えとしてはイエスです。現状の3号の文章、これをそのまま読むと、そういうふうに厳密に解釈できるというところです。

以上です。

○高橋係長 事故対処室の高橋です。

そうすると、報告義務がかかっているのが事業者様にあるので、当時、どのようにそこを、文字面だけを見ると「or」になっていますけども、どうやって判断して法令報告じゃないとしたのかを、少し御説明いただけないでしょうか。お願いします。

○安達グループマネージャー 当時、本事例について、当時の原子力安全保安院さんと、これについて認識を合わせたといったところなんですけれども、ちょっと簡単に言いますと、トラブルにかかる報告基準においては、それぞれの機器の安全上の機能に着目して分類し、安全上重要な機器等を限定列举、告示として、告示302として整理しています。

当該原子炉補機冷却系は、熱交換機の安全上の重要性に着目して、安全上の重要な機器等に該当しているといったことから考えれば、熱交換器に関する技術基準への適合性を見るべきであるといったこと、ここをもって、伝熱管1本1本の技術基準の適合性ではなく、熱交換器としての技術基準の適合性を判断して、今回は、電熱管としては技術基準を満たしていないものが1本2本あるけども、熱交換器としては、いわゆる熱交換器の冷却機能としては技術基準を満足している、こういったところから、本号の3号には該当しないというふうに整理いただいたものです。

以上です。

○高橋係長 事故対処室の高橋です。

そうすると、今のお話を聞きますと、当時の保安院がそのような見解を出していて、それに従って法令報告、つまりはCCWのような、原子炉補機冷却系に属する熱交換器というようなものは、細管に貫通があったとしても報告対象としていないと、そういうことでよろしいでしょうか。

○安達グループマネージャー はい。イエスです。

○高橋係長 分かりました。私、本件、公開会合で発話させていただいた後に、少し事実関係を調べておりますけども、各社聞き取りを行っているところによると、おおむねそのような、当時の保安院の見解があったというふうにはお聞きしておりますが、ただ、その正式なクレジットが入った何か命令文みたいなものが出ているというのは、何か聞いたことがなくて、そのような実態はあるものの、どのようなオフィシャル回答があったのかとか、そういったところについては、まだ引き続き確認中でございます。

何か、そういう文章としてきちんとしたものがあるという、そういう事実関係はございますでしょうか。

○安達グループマネージャー きちんとしたものという、どういったレベルのものをイメージされていますか。

○高橋係長 事故対処室の高橋です。

例えば、省庁から発せられる命令文とか、行政番号が入った管理された文章とか、そういったレベルのもののお話で、そういう判断があったということなのではないでしょうか。

○安達グループマネージャー いえ、明確な行政文書、そういった規制庁さんの発信文書とか、そういった番号を付したような文書はないというふうに理解しています。

○金子審議官 ありがとうございます。金子でございます。

そうすると、この平成15年12月18日と書いていただいたのは、当時の保安院とそういうやりとりをした日付ということですかね。

それで、そういう記録が東京電力さんなり、発電用原子炉設置事業者側で共有されているという、そういう理解でよろしいですか。

○安達グループマネージャー 当時、こういった見解をまとめたものとしては、メモとして共有いただいております、そのメモの日付として、この日付があるといったものです。

○金子審議官 そのメモは、保安院の担当者なり、どなたかが作成をしたものということですかね。

○安達グループマネージャー さようです。

○金子審議官 それは、何か我々が聞くのも変ですけど、我々も探しますが、手っ取り早くお手元にあるものを、コピーでもまた共有いただければ確認をしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

○安達グループマネージャー 後ほど、共有させていただきます。

○金子審議官 ありがとうございます。

それで、すみません。ちょっとほかに私が確認したいことがありまして、それから、このJAEAさんからいただいたほうなのですけれども、ちょっと趣旨の確認だけ幾つかさせていただければと思うのですけど、最初の本体というか、1ページ目のところで、発電用原子炉設置事業者の皆さんからいただいたように、運転中と廃止措置段階というのを例に取り上げられて、原子力施設の運用状況による安全上の影響を考慮した区分というふうに書いていただいておりますけど、これは、運転中、廃止措置段階以外に、何かお考えになっているようなものがあるかどうかというのだけ、ちょっと確認させていただきますか。

○大川内室長 原子力機構の大川内です。

私の認識としましては、廃止措置中と運転中ということの二つの区分で考えております。

各拠点のほうから、もし、それ以外に考えているところがあれば、補足をお願いします。

○金子審議官 どうぞ、各施設で何かお考えがあれば、御自由に御発言ください。

○阿波副主幹 原子力科学研究所でございます。

○金子審議官 はい。原科研、お願いします。

○阿波副主幹 原子力科学研究所ですと、試験炉ですが、出力の非常に小さい臨界集合体から出力のある程度あるJR-3までございます。それですと、もともと抱えているリスクの大きさが異なりますので、そういうところを御考慮いただければ大変助かります。

技術基準でも、低出力炉、中出力、高出力と分けてございますので、そういうのを採用

いただければよろしいかと考えております。

以上です。

○金子審議官 ありがとうございます。今、すみません、御発言いただいた方、お名前を頂戴してよろしいですか。

○阿波副主幹 申し訳ございません。原子力科学研究所の施設安全課の阿波と申します。よろしく申し上げます。

○金子審議官 ありがとうございます。

その場合、今おっしゃられたような場合ですと、それぞれの、例えばそのリスクの、もともと持っているポテンシャルハザードといいましょうか、潜在的な、何ていうんでしょう、何か起きた際に外に対して害を与える潜在的なものの影響の大きさみたいなもので、そもそも法令報告の対象の有無というのを考えるということなのか、その中に、より重要なものだけを法令報告の対象として絞り込むという発想なのかというのは、何かお考えはございますか。

○阿波副主幹 原子力科学研究所の阿波でございます。

そうですね。ちょっと質問の趣旨が、なかなかこちらでも理解できていないんですが、やはり、例えば出力の大きな炉ですと、止めると、止めたときに、すぐ冷却が必要なものと、あと、出力が小さいものは止まってしまえば何も影響がないというものもございまして。

あと、試験炉ですと、ツーアウト・オブ・スリーとかというのではなくて、何か制御系、検出系に異常があればすぐ止めるという、設計上のもともとの思想が発電炉と違っていたりもしますので、やはり設計段階から異なっているものがあるというのを前提に議論させていただければいいかと思っております。

以上です。

○金子審議官 そういう意味では、その施設の特徴、それは特徴というのは、もともと持っているリスクの大きさの程度というのがありますし、それぞれに安全上求められて、用意されているいろいろな機能、あるいは設備とか、そういったものの差異もありますし、そういうのに応じて、どういうものがどういう状況であったら、これは法令報告対象になりますというのを、あらかじめ整理しておくという、そういう作業が必要だということになるんでしょうかね。どういうイメージをお持ちかということなんですけれども。

○阿波副主幹 原子力科学研究所の阿波でございます。

今、審議官からおっしゃっていただいたとおりにかと思っております。

以上です。

○金子審議官 分かりました。だから、一律に何か大きな正確なもので横に切るのではなくて、施設ごとに少し対象となる事象というのを、精緻に確認をしてみたほうがいいだろうというふうに受け止めました。分かりました。

そのようなことは、多分考える余地があるのではないかと思います、これは作業の、多分大きさとの関係で、それをやったほうがいいのかどうかということが個別の施設ごと

にはあるかもしれませんがね。

分かりました。ありがとうございます。

それから、先ほど大きな論点ということで申し上げましたが、JAEAさんからいただいている二つ目の、1ページ目の下のほうの意見ですね。この現状の法令報告対象事象とかその解釈に安全上の影響度合いに則したのではなくということ、これをどう含めていくかということですけど、これは何か、こういうふうに書いたらいいのではないかとか、あるいはこういうものを対象にする、対象にしないというような考え方を入れたらいいんじゃないかとか、何か少し具体的なアイデアみたいなものはございますか。

○大川内室長 原子力機構の大川内でございます。

ちょっと現状、具体的な案というものは、なかなかちょっと今、御説明することはできないんですけども、それぞれの状況に応じて、少し考え方を整理していく必要があるかなというふうに考えております。

その辺は、少し今後検討をさせていただければというふうに思います。

各拠点のほうから、今、何か具体的にこういうものというのがあれば、補足で追加で御発言いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○金子審議官 どうぞ、それぞれの施設で何かございましたら御発言ください。

○加藤課長 原科研からよろしいでしょうか。

○金子審議官 はい。じゃあ、まず原科研から、お願いいたします。

○加藤課長 原科研の加藤と申します。よろしく申し上げます。

今、No.2について御議論いただいているんですけども、すみません、ちょっと先行して申し訳ないですけど、No.3のほうも結局同じような議論かなというふうに思っております。

結局、このNo.3のほうで言うと、試験炉規則の第16条の14の3号で、原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構築物、これが故障したときに法令報告となるというような条文だと思います。

このときの原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構築物、これが何なのかというところについて、現状の訓令、規制庁さんに出していただいている訓令によると、定期事業者検査の対象の設備機器、これが故障したときに法令報告となるというような訓令の記載になっております。

以前は、法令改正の前はどうなっていたかということ、要は国の検査、施設定期検査、あるいは保安規定に基づく施設定期自主検査、これの対象機器を故障の法令報告の対象だということ、かなり重要度に応じたものというふうな整理が、ある程度できていたんですけども、4月1日以降の法令改正で訓令が新しく変わったときに、一律、定期事業者検査の対象機器というふうな線引きがなされて、その定期事業者検査の対象というのは、要は新たに制定していただいた技術基準、技術基準に該当するような設備機器、こういったものが故障したら法令報告の対象となるというような訓令の記載に、今はなっている状況です。

この記載をそのまま解釈すると、例えば通信連絡設備でいうところの電話機だとか、ファクスだとか、あとは照明、非常用照明だとか、こういったものも定期事業者検査の対象機器になっておりますので、そういったものも故障時に法令報告の対象となるような読み方もできなくはないので、ちょっとその辺りが、例えば制御棒駆動機構だとか、安全保護回路とか、そういった重要なものと、電話機だとか、そういったものが一律に法令報告の対象というふうになってしまうのは、やはり安全上の重要度、あるいは故障したときの影響度というところを、もう少しきちんとして決めておいたほうがいいのかということ、こういった意見をNo.3として出させていただいております。

これはNo.2も似たような内容なので、ちょっと先行して説明させていただきました。

以上です。

○金子審議官 ありがとうございます。

通信機器が重要でないということは多分ないとは思うのですが、一方で、おっしゃったことの趣旨はよく分かりますし、そのときに、今、No.3という個別の表のところの記述を拝見しているのですが、この事業者が策定した施設管理実施計画において重要としているもの、例えば原子力機構さんですと保全重要度「高」「中」というようなものが、あるいは「低」というものがあるのかもしれませんが段階があつて、そういう尺度に応じて考えるということ。

この保全重要度は何か基になって分類をする基準とか規格とか、何かそういうものがありになるんですけど。

○加藤課長 原子力機構の加藤です。

今の質問にお答えします。基本的には試験炉に対しては、安全基準の重要度分類というのがなされていて、クラス1、クラス2、クラス3まであるんですけど、ざっくり言うとクラス1、クラス2というようなイメージで、もっと端的に言うと事後保全のものでないもの。事後保全のものは、少なくともここから「高」「中」「低」でいうと「低」に分類していますので、事後保全のようなものは置いておいて、それ以外のもの、少なくともそういった限定がされれば重要度に応じてということになるのではないかとというようなところ。

以上です。

○金子審議官 ありがとうございます。

実態上、そのような区分があるということはよく理解をし、その事後保全をしているのか、計画保全なのか、予防保全なのかというのは、どういう仕分をするメルクマールというか基準というか、判断をするための下敷きみたいなものがありになるかということ、ちょっと伺いたかったのですが。

○加藤課長 原子力機構の加藤です。

基本的に、止める、冷やす、閉じ込めるといったところの重要なもの、JRR-3でいうと停止する、あとは停止をした後の冠水時の冷却、こういったところが重要なものということで分類をしております。簡単に言うと、そういった観点で分類。

許可書上も、クラス1、クラス2、クラス3というふうに分類しておりますけれども、そういったもので分類しております。

○金子審議官 ですから、許可書上とは全く1対1じゃないかもしれないけど、大体それを参考にしながら、JAEAで独自に御判断をされて区分をしていると。そういう実態になっているということでもよろしいですかね、理解としては。

○加藤課長 原子力機構の加藤です。おっしゃるとおりです。

以上です。

○金子審議官 ありがとうございます。

私からは大体、ちょっと確認をしたかったことは以上ですけど。

渡邊さん。

○渡邊係長 先ほどのJAEAに御説明いただいたのに関連して、もしかしたら聞き間違いかもしれないんですけども、今、頂いた資料、別紙のNo.3について説明していただいて、その1個前のNo.2も同じような話ということで、今お話をいただいたんですけど、ちょっと私が読む限り、いただいた資料のNo.1、No.2は、どちらかという使用規則、2号、3号の包含関係の解釈みたいなところかなと思ったんですけども、ちょっとそういった認識でいいか、もし誤認があれば補足いただきたいんですが、いかがでしょうか。

○米川技術主席 JAEAサイクル研、米川と申します。よろしくお願ひします。

2号と、それから3号の包含関係というお話がございましたけれども、問題になりますのは故障の場合であって、使用に支障を及ぼせば法令報告という、そういう形が2号で入ってございます。

一方で3号のほうは、安全機能に関連する故障というのが3号で明記されておりますので、2号の故障は、きっと安全機能にまで関係ないところの故障ということかなというふうに考えています。

そうしますと、その安全機能に関係のない故障であれば、別に使用ができなくなったとしても、R&Dとか事業の進行には支障がありますけども、安全上の支障は問題がないということであれば、安全機能に関係のない、影響を及ぼさないような故障については法令報告から除外してもいいんじゃないかと、そういう趣旨できっと記載をしてございます。

○渡邊係長 趣旨、分かりました。ありがとうございます。

○金子審議官 ありがとうございます。

ちなみに、ちょっと今のお話、具体的にどんなものが安全機能に影響を及ぼさないものとして、既に、まだ入っているという認識なのかというのは、何か具体的に問題意識をお持ちのものというか、事象みたいなものってございますか。

○米川技術主席 サイクル研、米川でございます。

今、使用施設ということで、申請書にいろんな設備機器が書かれています。その中に、当然安全機能を持っている、閉じ込めとか、臨界防止とか、そういう機能を持っているものもございましてけれども、通常にR&Dをやるために必要な機械、装置、こういったものも

申請書に使用施設として書かれておりまして、そうすると、それが故障した場合、確かに化学物質は使えなくなる。でも、その安全機能とは全く関係がないという、それは故障したときの要件になるということで懸念してございます。

過去、30年近く前でございますけれども、プルトニウム燃料第三開発室におきまして連続焼結炉という設備がございます。ここが運転中にジャミングという現象を起こして、使用がかなり長期間できなくなったということがございまして、これは一応故障ということで法令報告の対象になっているわけなんですけれども、これ自体は直接的に安全に影響があったわけでもございませぬので、今考えると、法令報告とまですべきものでもないのかなというふうに、ちょっと個人的に思っているところでございます。

以上でございます。

○金子審議官 ありがとうございます。金子でございます。

今、最後におっしゃられた事例って、具体的にいつのどのようなものであったかというのは分かりますか。

○米川技術主席 サイクル研、米川でございます。

今、ちょっと分かりませぬので、後ほど回答させていただきます。

○金子審議官 事後的で結構ですので、情報共有いただけましたら、具体的にどのようなものをイメージされているのかということが非常によく分かるものだと思いますので、こちらでも検討の材料にさせていただければと思います。ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。

竹本さん。

○竹本規格調査官 規制庁の竹本ですけれども、すみません、先ほどのJAEAさんの資料の中のNo.7のところで、少し確認をさせていただきたいんですけれども、「また」以降のところ「維持管理設備でも常に維持しなければならない設備と将来的に使うがすぐに使用することはなく故障しても安全に影響を与える設備」と書いてありますけれども、将来的に使うがすぐに使用することはないというのは、どういうものを想定していて、何か判断基準とかメルクマールというものが、すぐに共通的に作れるものなのかどうかというのを、御見解を聞きたいと思います。

○東技術副主幹 原子力機構の東です。私のほうから回答させていただきます。

ちょっと一例として挙げさせていただきますけれども、これは人形峠の場合ですけれども、貯蔵施設にあるクレーンなんですけれども、このクレーンは基本的に使うのはほとんど使用しなくて、使うのは核燃料物質を譲り渡すときですね、今後。か、もしくは保障措置関係のその辺ぐらいしか使う予定がございませぬ。そういった意味で、常に頻繁に使っている気体廃棄設備、こちらとはちょっと位置づけを変えたほうがいいんじゃないかということで意見させていただいております。

基準に関しては、ちょっとないので、それはちょっと今後の議論の中でさせていただければというふうに思っております。

以上です。

○金子審議官 ありがとうございます。

ほかにいかがですかね。

オンラインで参加をされている皆様方からも結構です。規制庁から、すみません、いろいろなことを確認をさせていただきましたけれども、これと似たようなことは自分のところでも考えておられるとか、こういうことがあるんじゃないかとか、具体的な事例でも、あるいは問題意識でも結構ですので、ちょっと、もし御発言があれば、皆様から適宜いただければと思います。

呼びかけていただければ御指名いたします。

○千葉技術グループGM RFS、むつからよろしいでしょうか。

○金子審議官 RFS、むつ、お願いいたします。

○千葉技術グループGM RFSの千葉と申します。

今、廃止措置段階と施設の状態に応じた運用の整理みたいなお話がございましたけれども、そういう意味では、我々の使用済み燃料貯蔵施設は建設段階という特徴がございまして、そういう状態に応じて法令報告で整理しておきたい内容がございまして、

具体的には、貯蔵規則の中で、人の障害というものが法令報告の対象となっていてございすけれども、そこに関しましては、建設段階であっても、適用になるものと認識しております。それ以外にも幾つかありますが、それ以外は基本的には使用済み燃料を収納した金属キャスクが施設内に入ってきてから適用になるものですが、人の障害に関しましては、放射線災害以外のものも法令要求があるというふうに認識してございまして、そういったものにつきましては、建設段階でどう取扱うべきかといったところは、一旦整理して認識を共有させていただきたいと考えているところでございまして、以上でございまして、

○金子審議官 ありがとうございます。今のも多分、いわゆる人身に対する影響というのをどのような範囲で見るか。労災的なものを全て除いていかどうかというのは、もちろん議論のあるところなわけですけれども、逆に申し上げれば、放射線に関係するものだけでいかどうかということにも恐らくならないのですが、その範囲というのはきっと議論の余地があるのかなというのは、我々も問題認識として持っておきたいと思っております。

ほかにいかがでしょうか。どちらからでも御自由に、呼びかけいただければと思います。

○米川技術主席 サイクル研です。よろしいでしょうか。

○金子審議官 サイクル研、お願いいたします。

○米川技術主席 サイクル研、米川と申します。実は、排出措置に関連して、使用施設の独特の特徴というのがございまして、それをちょっと考えないといけないかというのがあります。先ほど、議論の中で、性能維持施設という議論がありました。排出段階にわたっても、できる限りしないといけない。ただ、使用施設の場合は、排出措置計画の認可という手続が法令上ないということで、通常やりますのが許可書から排出した施設を削除す

ると。そういう変更を出します。それが許可されて、廃止段階に移行するということになりますので、そうすると、ただし、廃止段階に移行しても、管理区域を解除するまでの間は、何がしかの安全機能というのは継続して維持していかないといけない。そこをどういう形できちんと位置付けて、法令報告と結び付けていくかというのは、少し議論をさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○金子審議官 ありがとうございます。これは、制度上廃止措置というのが明確に定められていない場合の廃止をしている段階、要するにリスクが低くなっている状況をどう加味するかということで、これは廃止措置に限らずですので、それなりにといてまいりましょうか、そういう法令上の位置付けがないもの、先ほどのように一番最初に発電用原子炉設置事業者から御意見をいただいた申請を決定しているというような、実態上の状況に応じてというようなところもありますので、これは形の上で確認ができる内容と、実際の状況というのがどう重ね合わせられるのかということをし議論をする余地のある、もう一つの論点ということだと思えます。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。どうぞ、どんな小さなことでも、あるいは問題意識だけの投げかけでも結構ですし、御質問的なものでも構わないと思いますので、よろしくどうぞ。

○近藤施設安全課長 大洗研、近藤と申しますが、よろしいでしょうか。

○金子審議官 JAEAの大洗研、お願いします。

○近藤施設安全課長 あくまで参考までということで、小さな話かもしれませんが、先ほど人の障害というキーワードが出てきたんですが、私は機構の外に出向しておりますときに、様々な事業者のトラブル事案のヒアリングをやってきた経験がございまして、その中で、非常に労働安全衛生法に本来根拠とするようなトラブルをこの法令報告との絡みであるとか、そちらとの住み分けがなかなか悩まれている事業者さんが多いなという、そういった事例を多々経験してございます。

先ほどは、建設段階というフェーズにおいてどう考えたらいいかというお話でしたが、今の原子炉施設、使用施設、現行の原子力施設の通常の運転段階におきましても、いわゆる放射線障害ではなくて、施設との関連においてというところの読み方がどうも浸透していないのかなという、ちょっとそういう経験があったということをお参考までに述べさせていただきます。以上です。

○金子審議官 ありがとうございます。これは、もともと労安法と労規制法なりというのは、完全に住み分けている世界ではもちろんない、重なる部分が限界的には生じてくるのでありますけれども、同じことを同じところでダブルで見てもしょうがないというところもありますので、そこら辺はまた先ほどのどういうふうに炉規法の中での法令報告事象というのを定義といてまいりましょうか、範囲を設定したらいいのかということの中でも一つの問題意識として取り上げておきたいと思えます。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。ちなみに、冒頭、発電用原子炉設置事業者の方々からの意見を頂戴するときに、もしかすると補足でほかの会社からもというふうにおっしゃっておら

れましたけれども、各電力会社はいかがですか。この段階で特に追加することはなさそうですね。

ほか、あと、今日はJAEAと電力会社さんから頂いていますけれども、それ以外、先ほどRFSからは御意見を頂きましたが、加工事業者の方とか、ほかの方もいらっしゃいますので、もし何かあればと思いますけど、いかがでしょうか。現段階では。また、今日に限らず、いろいろなお気付きは共有をいただければと思いますけれども、これから少しどういう方向で検討していこうかということを考えるフェーズに入っていきたいと思いますので、もしテーブルに載せておいたほうがよさそうなことがあれば、今日なりに御披露いただくと大変ありがたいかなというふうに思っております。

よろしいでしょうか。じゃあ、渡邊さん。

○渡邊係長 すみません。実用炉監視部門の渡邊です。少し議論というか、少しお考えをちょっと聞いておきたいところがあるんですけども、今、それぞれ電力系とJAEAさんが廃止措置中とか、廃止措置申請中は法令報告対象として除いてもいいんじゃないかとか、安全上の機能を考えて、ちょっと見直したほうがいいんじゃないかという御意見をいただいて、そういった点は今後検討していきたいとは思っているんですけども、やはり法令報告、我々がなんでとっているかと、その事象について何か新規の事象があるかとか、水平展開すべきかとか、多分そういったところを知るために、我々としては報告いただいているところだと思うので、例えば、安全上の重要度が低いからということで報告をいただかないということになると、我々としても知る機会がなくなるので、それはそれでいいのかという点もちょっと考えなきゃいけないとは考えていまして、じゃあそういう報告をいただかないんですよとなったら、やはりその水平展開というのをその事業者間の中でどれだけやっていただけるのかとか、そういった情報も我々としては知っておきたいとは思っております。電力さんでいうと、やっぱりNUCIAがあるというのは我々も承知しているんですけども、やはり法令報告事象として、規制機関に報告する事象とそのNUCIAで自主的にやっていただく事象というのは、少し温度感がやはり異なってくるのかとか、NUCIAは基本的には電力さんと原燃さんでしたっけ、そこしかカバーしていないと思いますので、じゃあ自主的な水平展開というのを核燃料施設さんのほうにもどれぐらい期待できるのかとか、ちょっとそういった辺について何かお考えがあれば、少し御意見を聞いておきたいと思います。よろしくお願ひします。

○金子審議官 どなたかからございますでしょうか。渡邊さん、特にどなたかから聞きたいとかはあるんですか。

○渡邊係長 例えば、私が申しましたように、今、NUCIAに入っていないとなると、加工事業者さんですか、JAEAさんとか、そういった中で同じ事業者間での情報展開だとか、使用者、使用者といっても、41条非該当、該当と大分事情が異なってくるので、その辺の何か水平展開的な取組というのは、今どういった状況なのかというのを少し御意見とか、そのトラブル関係の情報というのは、どれぐらいやり取りされているのかとか、その辺を

少し実態を教えていただければと思います。

○金子審議官 何かお気付きの点がある方はいらっしゃいますでしょうか。

○小又副部長 三菱原子燃料でございます。よろしいでしょうか。

○金子審議官 三菱原子燃料さん、お願いします。

○小又副部長 加工施設は、加工3社、原燃工さん、GNFさん、三菱原子燃料で、定期的案件があればですけれども、保安情報連絡会というのを開いていまして、そこで各社のトラブル情報ですとかを情報共有し合っているという状況でございます。今回の法令報告の改善についても、ちょっとコロナ禍ということで集まれているはいないんですけれども、何か意見があればということで、ちょっと集約しているというところなんですけれども、ちょっと今日の時点では、特に御相談というか、御提案するようなところは、ちょっとまだまとまっていないという状況でございます。

○金子審議官 ありがとうございます。加工3社はいつもそういう意味では、情報共有を横でやっておられ、かつ、取りまとめの会社さんもいつもアサインをされているので、その中ではきっと情報共有がされるのだと思いますけれども、ほかのところに類似のことがあったときにどうかという視点が多少はあるのかもしれないですね。今日、御参画の皆さんでいうと、どうですかね。GNF-Jも同じですかね、そういう意味ではね。日本核燃料開発さんなんてそういう意味では、何か横のつながりみたいなもので、ニーズというのか、こんなことをやっていますということなのか、何か御紹介いただけるようなことはありますか。

○水迫保安管理部長 日本核燃料開発の水迫と申します。

○金子審議官 お願いいたします。ありがとうございます。

○水迫保安管理部長 今の御質問の件で言いますと、特に我々は使用施設でほかのところと集まって何か交換会、そんな機会は特にございません。ただ、我々独自の取組として、他事業所で起こったトラブル関係の情報は収集して、我々も水平展開が必要だと考えれば、展開していくと、そういった状況です。以上です。

○金子審議官 ありがとうございます。そういった情報収集をする上で、何か困った点といたら変ですけれども、苦勞されることなどというのはございますか。

○水迫保安管理部長 主体的にどれだけ見るかというところが一つあるかなというのはあります。あとは、公開ベースの情報でやっておりますので、必要な情報というのはそこに出ておると考えております。あとは、我々の規模でやれる範囲で周知していると、そういうところですか。以上です。

○金子審議官 ありがとうございます。ほかに何かお気付きの点はありますか。そういったこういうトラブル関係の情報共有なり、それへの対応の準備みたいなもので、横でのつながり、あるいは、教訓を共有するとかというようなことで。よろしいでしょうか。渡邊さん、いいですかね。

竹本さん、どうぞ。

○竹本企画調査官 規制庁の竹本ですけど、先ほどの日本核燃料開発さんからの回答の中で、公開ベースの情報をほかの事業者さんですか、使用者さんの方と交換されているという話だったんですけども、そのトラブル情報の公開されているというのは、すなわち法令報告の対象になるようなものというふうな理解でよろしいのでしょうか。そもそもそういったものを交換している、交換していたということなんでしょうか。

○水迫保安管理部長 日本核燃料開発の水迫です。もちろん、法令報告になっているようなものを規制庁さんのホームページで見るともありますし、あとは、JAEAさんのホームページで出ているようなもの、そういったものも参考にして、情報を集めております。なので、必ずしも法令報告のみというわけではございません。

以上です。

○金子審議官 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうかね。

あと、すみません。私は、そういう意味では、法令報告の対象というところをずっと中心に議論をさせていただいていたので、報告いただいた後の対応のところは、あまり今論点にせずに来てしまったのですけれども、そちらのほうもちょっと議論をしておきたいなと思っておりまして、ちょっと二つだけ確認を金子のほうからさせていただければと思うことがあるのですが、一つは、JAEAの御提出の資料の2ページに10日以内の期限を第一報としてというふうに書いていただいているのですけれども、これは直ちにの報告は報告としてしていただいた上で、とりあえず10日以内でまとまるものは、この原因究明再発防止対策みたいな位置付けではなく、そこまで分かった事象の内容の報告をするというのは、それはそれであってもいいのではないかと、そういう認識でお書きいただいているということよろしいのでしょうか。

○大川内室長 原子力機構の大川内でございます。そのような認識で結構でございます。

○金子審議官 分かりました。そうすると、直ちにの第一報、いわゆる第一報が速報的にやってきて、10日以内にそれを補充するような形で、そこまで判明していることというのをお出しいただいて、その後は何というか、まとまったところでというような形の運用にしたらいいのではないかとというような御提案というふうには受け止めましたので、そのような理解で間違いございませんですか。

○大川内室長 そうですね。この期日に関しましては、当然何らかの期限というのは必要だと考えておりまして、10日以内にといいところで状況を御報告するということだと思っておりますが、どこの事業者さんも同じだと思いますけれども、原因究明、再発防止というところについては、時間がかかりますので、そういったところをどういう形で今後報告していくのかということが、検討する点かなというふうに考えております。

○金子審議官 ありがとうございます。それから、多分10日にするかどうかとかということもそうですし、全体としてのいわゆる全体報告の期限みたいなものを設けるのか、設けないのか、あるいは設けるとしたらいつにするのかというようなことは、当然議論の対象としていければというふうには思っておりますので、またこちらから、事務局側から御提

案するなどもしていきたいというふうに思います。

それから、すみません、金子からもう一つ確認をさせていただきたいのが、発電用原子炉設置事業者さんの御意見の8番のところなのですけれども、これは具体的にどのようなものを対象に気にされているかということをしりたいのですが、ここで書いてある規制委員会の了承、あるいは理解というものが得られないと、従来なかなか前に進むことができなかったんですよ。運用上そのように多分していただいているということもありますし、その後の規制手続、例えば、何かトラブルがあって、改造工事をしなければいけないので、工認が必要だという場合には、当然その工認を先に進めるために、その前の段階までのことはこれでいいですねというようなことを確認しておかなきゃいけないというようなことは、実態上あるというのは私も理解をしておりますけれども、例えば、ここでいう、事業者対応の是否とか、起動工程、ここで書いていただいた原子炉の脱気運転、制御棒引き抜き、臨界等と書いていただいていますけれども、こういうものとの関係で、いわゆる従来のグンタイ評価のようなものができていないと、これはできないのかなと思われているものというのは、どういうものが具体的に懸念として挙げられているかを少し御説明いただけますか。

これは、東京電力さんからでしょうか。ほかの電力からでももちろん結構ですが。

○安達グループマネージャー すみません、東京電力、安達です。

具体的というと、ちょっとどういったトラブルがどのタイミングでといったところにもよろうかと思いますが、基本的に我々が何かしら外向けに大きな動きをする場合、例えば、プラントの起動ですとか、そういった場合には全ての準備が整った上で何かしらの課題、懸念がなくなった上で、大きな次のステップに移ると、そういったところをきちんと公表なり、何なりをして、外向けに御説明をした上で移るといったところが、我々事業者の考えです。そういったときに、懸念や課題がないといったことについての一つの目安が、あるいは、例えば、トラブル報告であれば、法令報告であれば、その対策や原因について、その調査の内容について規制委員会さんのほうで、審議了承されているというのが一つ大きな節目になるかと思いますが。そういったところが、今後の対応区分1、2、3に基づいて、規制委員会にかかるもの、あるいはかからないもの、面談等で終わるもの、公開会合だけで終わるもの、そういったいろいろな扱いが必ずしも規制委員会の場で必ず審議了承されないものが出てくるということがある中で、我々はどのタイミングをもって、規制庁さんのほうにこの内容が審議了承いただけたのか、そういったところの何か目安となるものがあるのかどうかといったところを少し気にしております。

○金子審議官 ありがとうございます。例えば、ここで例に挙げていただいている区分の2とかというふうに四半期ごとに委員会に御報告をすればいいですよとカテゴライズをしたものというのは、基本的に我々が何か議論をして、事業者との間で解決策を講じなきゃいけないというタイプのものが、そこに入るものではきっとないという前提で区分の2番目というのをつくっているからこそ、四半期ごとの検査の報告のときに、こういう顛末

になりましたということを御報告するという扱いにしているのです、そもそも何というんでしょうね、基本的には事業者に御対応を、何かトラブルはあるけれども、対応、あるいは改善策はお任せをするというようなタイプのものは、個別に取り扱わずにまとめて議論をしていきたいと思いますというような考え方にしているのだと、私自身も思っていますし、事業者側もそのように受け止めていただければと思いますし、一方で、新しい検査制度でいうところの安全上の重要度の評価であったり、その区分の考え方というのは、そういうところに線が一応、直接規制機関と一緒に改善措置なりを考えなきゃいけないものと、そうではなくて事業者にお任せするものというのは、実用炉でいえば、緑と白の間でしょうし、その他の核燃施設の場合でいえば、対応措置というか、追加措置が必要なもの、必要じゃないものというところで線引きがされているので、そのように御理解をいただいたらいいのではないかとってはおります。ただ、それでも一方という意味で、社会との関係で、それでいいのかどうかというのは、お悩みになる部分がもしかしたらあるのかもしれないので、そういうところは、少し規制側としてどのようなマイルストーンを置くのかどうかというのは、議論がもしかしたら必要なのかもしれませんが、もしそういう御認識でしたら、またそれはそれでちょっと御議論をさせていただく必要はあろうかと思っております。というのを申し上げた上で、少しまたどういうふうにするか、意見交換をさせていただければと思います。

何か今の時点で御懸念とか、心配なことがもしおありになるようでしたら、追加的にお願いいたします。

これは、今日の議論で終わりにするということではありませんので、また引き続き、我々からもこの御意見を受けて、対応の仕方などは従来の区分1、2、3の御説明をちゃんとさせていただくということも含めてできればいいなと思います。

○安達グループマネージャー 東京電力、安達です。御説明ありがとうございました。理解が深まりました。基本的に事業者が一般的に社外の人たちに広くお知らせするという、その要否も含めて、その内容、そこは事業者の判断かなと思っております。今、御説明いただいた規制庁のお考えも含め、また事業者の中でもちょっと整理をさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○金子審議官 ありがとうございます。ほか、この進め方の関係とか、法令報告をいただいた後、あるいは、報告の事務上の問題とか、何を書くのかとか、いろいろと形式的なこともあろうかと思っておりますし、メールでやってはいけないのかとか、いろんな手段の話もあるでしょうし、少し報告の対象の範囲というサブスタンスよりも、具体的な手続、手順、作業みたいな点で御懸念の点とか、ここを変えてほしいというような御要望があれば、追加でも伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

じゃあ、規制庁側から渡邊さん。

○渡邊係長 実用炉監視部門の渡邊です。いただいた、どちらかというとな務的な手続、質問について、少し今日お答えできる部分はお答えさせていただきたいなと思っております。

て、まず発電用原子炉設置事業者様からいただいた、資料1-1のほうのNo. 6のLCO逸脱事象発生時の報告先の統合ということで、これは完全に規制庁内部の事情ですので、少し引き取って報告先というのをどうするかというのは検討させていただければと思います。

あと、7番のこれも先日の委員会で見直した法令報告対応プロセスの関連で、いつ面談とか、公開会合をやるのかというタイミング、スケジュール感ということなんですけども、これはちょっとなかなか一概にお答えするのは難しいのかなというのも内部で議論しております。例えば、公開会合といっても、いろいろな性質の公開会合がありまして、やはり法令報告事象の原因調査、再発防止策の検討にかかるといえるものについては、途中報告を少し御説明いただくという性質の公開会合もあれば、報告書で提出いただいた内容について、少し公開の場で説明をいただくという趣旨の公開会合もあるかと思っておりますので、ここはやはりケース・バイ・ケースになってしまうのかなというふうに今考えております。

あと、少し趣旨の補足があればいただきたいなと思っているのが、No. 5の報告書の内容の簡略化ということかと思うんですけども、今こちらの認識としては、やはり事故トラブルについて説明するのに必要な情報を我々は報告していただきたいと思っております。けれども、何か少しどこか過大要求になっているようなところがあるのかといった点について、少し補足があればいただきたいなと思っております。お願いします。

○上田グループリーダー 関西電力の上田と申します。過大要求というようなイメージは持っていないんですけども、報告書が毎回同じような添付資料等をつけている実態がございまして、それが結構容量的にもかなり多くの部分を占めているというような部分もありまして、この部分を何とかうまくフリーアクセス、現地検査官に見ていただくとか、あるいはどこかに置いておいて、いつでも見られるような状態にしておくというような工夫で、何とかうまく効率的にできないかなと思って、この意見を挙げさせていただいております。

○古金谷課長 すみません、今の関係でちょっと御質問ですけれども、公表しているものということでもいいですか、その場合。やっぱり公表されるというのが法令報告の一つだと思うんですね。フリーアクセスで検査官が見るだけじゃなくて、例えば、各事業者のほうで、追加的な情報はここに公開していますというような形でオープンにしているということとは可能ですか。

○上田グループリーダー もう少しその部分は検討が必要かもしれませんけれども、オープンにしているものは、オープンにしているものとしていけるとしまして、またちょっとその辺もしっかりと考えて御相談させていただきたいと思っております。

○金子審議官 どうぞ、高橋さん。

○高橋係長 事故室の高橋です。簡単に言うと、報告書の提出の仕方の合理化みたいなそんなことなのかと思っておりますけれども、確認なんですけど、従前からいただいている添付資料の内容の性質なんですけども、これというのは、規制に説明するためだけの資料だったということなんですか。御確認をお願いします。

○上田グループリーダー 関西電力の上田です。具体的に、添付している資料は過去に原因調査を究明しました過去の事例の、要は原因をはっきりとこれで特定しました。今後もこれだと思いますみたいな形の報告書を引用している形で何十ページもつけておるものがございます。

○高橋係長 事故室の高橋です。

ごめんなさい。詳しい記載内容とかをすぐにイメージはできないので、ちょっと外れている議論なのかもしれませんけども、そういったものを御提出されている理由というか、そもそも論というのはどこにあるのかという私の問題意識なんですけども、それは内部でも不適合管理というプロセスを事業者各社さんは回していかなくちゃいけないんですけども、そこで生成されるべく、どのみちやらなくてはいけなくてできる成果物というものと、一方で、ここで問題視しているこの添付資料というものは違うものだという、そういう問題意識なのでしょうか。つまり、余計に手間をかけさせている、かけさせられていると、そういう認識をお持ちだということでしょうか。

○上田グループリーダー いいえ、そういう認識ではございません。

○高橋係長 事故室の高橋です。

そうすると、すみません。この問題意識というのが、少し私にはちょっとよく分からなくて、何を削減したいんですか、そうすると。

○金子審議官 金子でございます。

あまり本質的に差があるかどうかということがあると思いますけれども、関西電力のほうからおっしゃられたのは、毎回、毎回の報告書の中に同じ部分がたくさんあるんですよという、多分そういうファクツがあって、それは合理化できる余地があるのではないかと。これは、別に過去に出ている資料を参照するとか、何とかという、別にそういう書き方をしてもいいのかもしれないし、もともと内容として必要のないものであれば、別につける必要もないわけですけども、先ほどのように、それなりに今回のものがこういうものでという事象特有の御説明があって、その裏付けとなる資料としてつけるものをどういう形でつけるのかというのは多分工夫の余地がきっとあるという問題提起をいただいているのだと思いますので、必ずしも多分先ほどちょっと議論になったような、不必要なものを作る作業がこの中でとても負担になっているというような問題意識ではないということは、そのようなものと受け止めましたけれども。

○上田グループリーダー 関西電力の上田です。おっしゃるとおりでございます。ありがとうございます。

○金子審議官 なので、少しそういう、ここのちょうど事業者意見という5番のところを書いてある一番下の最後のところになりますけれども、記載の簡略化という意味で考えるということでも十分かなと思います。もちろん、何というんでしょうね、最後、報告にするものというのは、当然体裁、形を整えますと、社内の御決裁とかいろんなことがあって、それなりに手間はかかるのだと思いますので、そういったことを少しでも負担を軽くする

という効果は当然あるのだと思いますので、いろんな意味で合理化のほうは考えたらいいかなと私自身は思っております。

ほかの点はいかがでしょうか、竹本さん。

○竹本企画調査官 規制庁の竹本です。

先ほど、渡邊のほうから資料1-1の7番について、ケース・バイ・ケースというふうにお答えさせていただいたんですけども、その中でちょっと確認をしたいんですが、逆に、その対応区分1とかというのは、結構重い話ということで、事業者さんのほうとしても、次から次へと進めたいという意向もあるかとは思いますが、ちょっと面談は時期をこれぐらいだというのは示せないとは思いますが、公開会合とかでこれぐらいまでには開いてもらわないと困るんだとか、そういったものとかはありますか。

○増田チーム統括（課長） 北陸電力の増田と申します。よろしいでしょうか。

○金子審議官 北陸電力、お願いいたします。

○増田チーム統括（課長） ちょっと全事業者の統一意見かどうかは分かりませんが、基本的には、いつまでに開いていただきたいというようなものはないと思います。ただし、先ほども御発言がありましたとおり、重要なものはやはりそれなりに早く判断されるでしょうが、重要でないものについて、どれくらい判断に時間がかかるかというところに認識合わせが必要かなと思ひまして、この意見を書かせていただいております。

以上です。

○竹本企画調査官 規制庁、竹本ですけど、すみません、先ほどの重要でないものにどれぐらい、どうするのかというのは、何か具体的なイメージとか、困っていることとか、そういったものがあるということなんでしょうか。

○増田チーム統括（課長） 北陸電力の増田です。

今、検査制度が始まりました。もう10か月ぐらいたっておりますけれども、まだ具体的な事例が発生しておりませんので、具体的にはまだイメージとしては持っておりません。以上です。

○金子審議官 この点は、対応区分1というのは、個別の状況に応じて多分これは事業者側の準備ができないと会合なりもできないようなことというのもあるかと思ひますし、2とか3とかというのは、基本的には検査の中で確認をしていったもので、必要な節目を作るときに公開をされれば、その前に恐らく面談による事実確認みたいなものがあって、先へ進んでいくというイメージになろうかと思ひますけれども、もし、これは少し今も北陸電力さんからお話がありましたけれども、ちょっと具体例を多分積み重ねていくうちに、こういうのは何かうまくいかないとか、こういうのはこのやり方で大体やってもらえれば大丈夫そうだなとかというのが、少し相場観的なものができてくる、あるいはそういう問題意識が具体的に出てくると思ひますので、そういう論点があるということは、テイクノートしておいて、今すぐに何かこういうものはこれぐらいということをお示しするよりは、具体的に個別事案ごとに運用する中で、そのようなスケジュール感というのは、

いつも我々側もそうですし、事業者側も考えながら対応していくというような形で、当面は対応していければというふうには思います。

ほかはいかがでしょうか。細かな手続的なことでもいいですし、現場で先ほどのような資料を作る、あるいは、説明をするのに大変苦勞をされているとか、そういうようなことでも構わないと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。規制庁側も大丈夫ですかね。

それでは、少し時間は早いですけれども、念頭に置いておりました議論は大分できたと思います。双方の認識合わせも進んだと思いますので、今日いただいた御意見や議論を踏まえて、こんな方向で考えたらどうだろうかというのは少し我々規制庁事務局側で検討して、お示しできるように準備をしたいと思いますので、できれば次回はそのような論点を御提示をして、議論をさせていただくことにしたいと思いますし、少し追加で情報共有をお願いしたものは、適時で結構ですので、事後的に事務局側に御連絡をいただいて、文書の共有とか、事例の共有みたいなものは継続させていただければと思います。

また、次回に向けて、こんな点もあったよとか、こういうことはぜひこういう方向で考えてほしいというようなことがありましたら、それも追加でお出しただいて全く構わないと思っておりますし、今日の議論の中で具体的には例えばこういうことが気になるんだということがより明確になるようなものがあれば、私どもの検討にも資すると思いますので、ぜひそういったものがあれば追加でお出しただくこともお考えいただければと思います。

今回は、実用発電用原子炉設置者の皆さんとJAEAから大変議論に資する意見をいただきまして、本当にありがとうございます。ほかの皆様からも、会議の場で御議論いただいているので、大分認識共有も進んだと思いますので、今日は大変前に進んだ感じがいたします。

それを踏まえて、次回につなげていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

特に、次回に向けて、皆さんからごさいませんでしたらと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、以上をもちまして、第2回の公開会合を終了させていただきます。円滑な進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。